

第1章 総 則

- 第1条 本会は、高松ローンテニスクラブと称す。
- 第2条 本会は、事務所を高松市鹿角町698-3 河田尋三宅(電話886-3085)に置く。
- 第3条 本会はテニスを通じて、健全な心身を育成し、あわせて、会員相互の親睦を深め、もって市民生活の向上発展に資することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事項を行う。
- (1) テニスの練習、指導及び研究
 - (2) テニスの普及振興をはかるための催し
 - (3) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第2章 会 員

- 第5条 テニスを愛好する満18才以上の高松市民は、職業、性別を問わず本会に入会することができる。
2. 本会の目的を達成するため適当と認めるときは、高松市民以外の者の入会を認めることができる。
 3. 満18才未満の者でテニスの上達を志す者は入会を認めることがある。但し、コート等を利用する場合は、原則として父母同伴とする。
 4. 1カ月を区切り臨時に入会したい者を認めることがある。
- 第6条 本会に入会しようとする者は別に定める様式の入会申込書で申込み、本会の承認を受けなければならない。
2. 前項の承認を受けた者のうち前条1・2項の者は本会員、同じく3項の者は準会員、同じく4項の者は臨時会員という。
- 第7条 入会金の額は、次のとおりとする。
- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 高松市に住所または勤務先を有する者 | 20,000円 |
| (2) その他の者 | 20,000円 |
| (3) 第5条第3項の者 | 2,000円 |
- 第8条 本会は、テニスコート、並びにコート附属のクラブハウス、及びシャワー(以下コートという。)の恒常的使用について 高松市鹿角町 中条順弘氏と協定を締結する。
2. 会員は、前項の協定に基づき本会が使用するコート等を利用することができる。
 3. 会員は、コート等を利用する場合、本会の指示をよく守り、明朗なプレイができるよう努めなければならない。
 4. 準会員は本会員の練習を妨げない範囲で本会員の指導により練習をすることができる。
- 第9条 会員は、会費をあらかじめ納入しなければならない。
2. 会費は別途定める。
 3. 本会は特別の理由があると認めるとき、会費を減額、または免除することがある。ただし、病気等の理由で長期間コートの利用ができない者については、別に定める休会届を提出し、本会の承認を得なければならない。
 4. 本会に生計を共にしていると認められる者が2人以上入会した場合は、本人以外の者については家族会員とし、会費を半額とする。
- 第10条 本会は特別の用途にあてるため必要と認めるとき、会員から臨時に費用を徴収することがある。
- 第11条 本会に功労のあった者を、総会の承認を経て、名誉会員にすることがある。
2. 名誉会員は、第8条第2項に定める権利を有する。
- 第12条 退会しようとする者は、別に定める様式の退会届を提出し、本会の承認をうけなければならない。
2. 会員は、会費を滞納した場合は、コート等の利用を禁止されることがある。
なお、1年以上滞納し、その他本会の規則に違反し、または本会の名誉を傷つける行為をしたときは、除名されることがある。
 3. 既納の入会金及び会費は返還しない。

- 第13条 本会は、特別の理由がある場合、会員以外の者に対し、本会が使用しているコート等の利用を認めることがある。
2. 前項の場合においては、コート等の利用を認められた者は、一時会費を納入しなければならない。
 3. 一時会費の額は、コート一面につき一日5,000円または1人1回につき1,000円とする。

第3章 役員

第14条 本会に次の役員を置く。

会長1名
副会長1名
顧問若干名
理事長1名
理事若干名
会計監査2名

2. 役員は、総会の決議に基づいて本会員から選任し、その任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。
3. 会長及び副会長は理事の資格を有する。

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会及び理事会の議長となる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、会長の職務を行う。
3. 顧問は、会長の諮問に応じて各会議に出席し、意見を述べるができる。
4. 会長は、理事のうちから会計を選任する。会計は会費その他金銭の出納、保管、その他の会計義務を処理する。
5. 理事長は理事のうちから互選する。
6. 理事は、理事会を組織するほか、会長の委任に基づき本会の常務を処理する。
7. 会計監査は、会計事務の処理を監査し、監査の結果を会員に報告する。

第16条 役員に欠員が生じたときは、理事会の決定により本会員から補欠役員を選任することができる。理事長が、任期の中途において役員の増員を必要と認めるときも、また同様である。

第17条 役員は、任期満了後も、後任者の就任するまでその職務を行う。

第4章 理事会及び総会

第18条 理事会は会長が随時招集する。ただし、理事の過半数が目的を示して招集を請求したとき、会長は遅延なくこれを招集しなければならない。

第19条 理事会は、次の事項を決定する。

- (1) 会員の入会、休会及び除名に関すること。
- (2) 会費の増額、減額または免除に関すること。
- (3) 臨時の費用の徴収に関すること。
- (4) 予算案の作成に関すること。
- (5) 1件100,000円以上の支出に関すること
- (6) 重要行事の実施計画に関すること。
- (7) その他比較的重要な会務の処理に関すること。

第20条 理事会は、理事の半数以上の者の出席により成立する。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 第21条 定期総会は、毎年3月1日から60日以内に会長が招集し、次の事項を議決する。
- (1) 予算及び決算に関すること
 - (2) 会務の報告及び事業計画に関すること。
 - (3) 役員を選任に関すること。
 - (4) 会則の改正に関すること。
 - (5) その他重要な事項
2. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または、本会員の3分の1以上の者が目的を示して請求したとき、会長が招集する。
- 第22条 総会は本会員の4分の1以上の者の出席により成立する。この場合において、委任状提出者は、出席者に算入する。
2. 総会の議事は、出席者の過半数でこれを議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において委任状提出者は、とくに意見を明示した場合に限り、出席者に算入する。

第5章 雑 則

- 第23条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。
- 第24条 会則の改正は、理事会が発案し、総会において承認を経なければならない。
- 第25条 会則の施行について必要な細目は、会長が定める。

附 則

1. この会則は、昭和48年7月1日から施行する。
2. この会則の施行の際、すでに行われた入会手続、会費の徴収、役員選任、その他一切の会務は、この会則により行われたものとみなす。

会員心得

1. 会則の遵守
会員相互の親睦を図り、本会会則の目的達成に努力しましょう。
2. コート等の利用方法
 - (1) コートの使用前、使用後にはブラシ・トンボ、散水等を行い、コートを愛する気持ちを持ちましょう。
 - (2) コートを一部の者で独占することなく、皆んなが平等に利用しましょう。
 - (3) 酒気を帯び、または煙草を吸いながらプレーする等、他人に不快感を与えぬようにしましょう。
 - (4) ゲームが行われている最中には、コートの後方を通らないようにしましょう。
 - (5) ネットしたり、アウトしたボールは自分から進んで拾い、相手にワンバウンドで渡しましょう。
 - (6) 服装については、原則として白を基調とし、必ずテニスシューズを履きましょう。
3. 休会及び退会
休会及び退会する者、または会員名簿の記載事項に異同の生じた者はすみやかに会計理事へ届け出ること。